

江南市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 江南市地域福祉計画（以下「計画」という。）を推進するため、江南市地域福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の把握に関すること。
- (3) 計画の評価及び見直しに関すること。
- (4) その他市長が命ずる事項の処理に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 推進委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 推進委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、ふくし部地域ふくし課及び江南市社会福祉協議会において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 江南市地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成28年5月31日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。